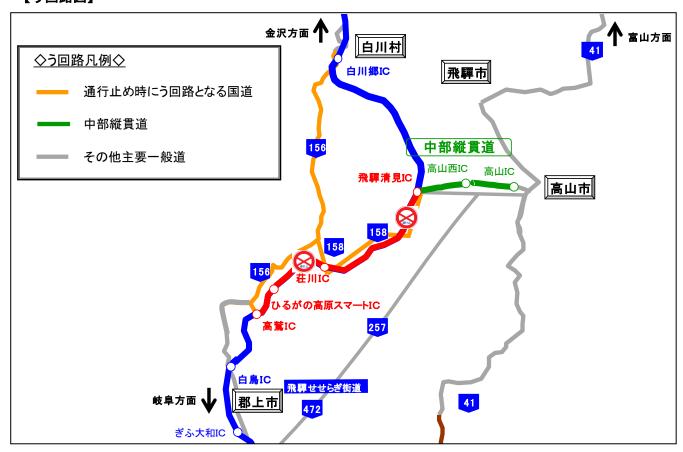
■通行止め時のう回路

通行止め時に当該区間をご利用される場合のう回ルートは下記の通りです。

道路名	通行止め区間	う回ルート
東海北陸 自動車道	~ 飛騨清見 IC	【岐阜方面 ⇔ 白川郷方面のう回路】 高鷲 IC⇔国道 156 号 [※] ⇔白川郷 IC
		【岐阜方面 ⇔ 飛騨清見方面のう回路】 高鷲 IC⇔国道 156 号*⇔国道 158 号⇔飛騨清見 IC

※ 高鷲 IC~白川郷 IC 間の国道 156 号は高さ 3.5m を超える車両は通行できません。

【う回路図】



■乗り継ぎ料金調整について

通行止め区間を一般道にう回し、再度同一方向の高速道路に乗り継がれるお客さまには、高速道路 料金が割高にならないよう所定の方法により料金の調整をおこなっております。

通行券をご利用のお客さま(ETC をご利用しないお客さま)は、通行止めにより高速道路を一旦流出する IC でお渡しする『高速道路通行止め乗継証明書』を乗り継ぎ後の最初の出口 IC で、係員にお渡しください。

ETC をご利用のお客さまは、一旦流出する走行と乗り継ぎ後の走行を同じ ETC カードで、通常どおり ETC レーンを無線走行してください。(『高速道路通行止め乗継証明書』の入手は不要です。)

●乗り継ぎ指定インターチェンジ

通行止め区間	流出指定 IC (乗継証明書発行 IC)	再流入指定 IC**1**2	備考
上り線 飛騨清見 IC ~ 高鷲 IC	・飛騨清見 IC ・白川郷 IC	・高鷲 IC ・白鳥 IC ・ぎふ大和 IC	※1 24 時間以内に再流入指定 IC で乗り継いで下さい。 ※2 流出指定 IC で流出後、通行止めが解除された場合は、① 流出した IC、②進行方向上の他の流出指定 IC、③通行止め区間内の IC で流入されても料金の調整をおこないます。
下り線 高鷲 IC ~ 飛騨清見 IC	・高鷲 IC ・白鳥 IC	・飛騨清見 IC ・白川郷 IC ・五箇山 IC	